

<報道発表資料>

令和 7 年 1 月 25 日  
京都市東山区役所地域力推進室

## 地域の安心安全を高める センサーライトの支給希望団体の募集

東山区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、犯罪が起これりにくいまちづくりを進めています。

この度、地域での犯罪抑止を目的として、センサーライト支給団体を募集します。



### 【概要】

#### ● 対象

東山区内の地域団体（自治連合会・町内会等）

※ 個人での申請は支給対象外です。

#### ● 内容

LED センサーライト（ソーラーパネルによる充電式）を支給します。

#### ● 申請期間

令和 8 年 1 月 13 日(火)～2 月 6 日(金)

※ 受付期間中に申請がない場合は、支給を受けることができません。

#### ● 支給台数

約 20 台

※ 1 団体あたりの上限台数は設けておりません。

※ 応募多数の場合は、御希望に沿えないことがあります。

## ● 支給決定

令和8年2月下旬を予定

※ 応募多数になる場合は、危険箇所を警察と要相談のうえで選定します。

## ● 申請方法

### (1) 提出書類

- ・東山区センサーライト支給申請書（後記の区役所HPからダウンロードできます。）
- ・設置場所の地図・写真
- ・地域団体の規約・役員名簿
- ・設置場所所有者等の同意書

※ 設置に関し法令に基づく許可等が必要な場合は当該許可証等が必要です。

### (2) 申請様式の配布、受付・相談等

事前に電話で訪問日時をお知らせのうえ、窓口にお越しください。

- |       |                              |   |
|-------|------------------------------|---|
| ・期 間： | 1月13日(火)～2月6日(金) (土・日・祝日を除く) | ) |
| ・時 間： | 午前9時～正午、午後1時～5時              |   |
| ・場 所： | 東山区総合庁舎2階 地域力推進室             |   |

## ● 支給条件

- (1) 犯罪発生を抑止するため、特定の場所（犯罪防止の効果が高いと想定される箇所）に設置すること（ただし、原則として照射先は公道を向いていないこと）
- (2) 当該設置場所の所有者等の同意を得ること
- (3) 設置に関し法令に基づく許可等が必要な場合は当該許可等を受けること
- (4) 年度内に設置を完了すること

## ● 注意事項

- (1) センサーライトの設置や維持管理に係る費用は申請者の負担とします。
- (2) センサーライトの設置を完了した日から起算して少なくとも5年間は、当該ライトを適切に維持管理してください。当該ライトが盗難、破損等により当初の目的を達することができなくなった場合は、速やかに報告してください。
- (3) センサーライトの使用に当たっては、通行人等の安全確保に努めてください。
- (4) センサーライトの目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないでください。



<お問合せ先>

東山区役所地域力推進室まちづくり担当

〒605-8511 京都市東山区清水五丁目 130 番地の 6

電話：075-561-9114

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000346708.html>

